

2022 年 8 月 23 日

JSS スイミングスクール松阪
会員並びに会員保護者各位

JSS スイミングスクール松阪
支配人 小谷 義孝

スクール規約改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当スクールをご利用いただきまして誠に有難うございます。

さて、会員の皆様には既にご案内の通り本年 10 月より当面の間、暫定的に燃料費のご負担にご協力いただく事となりました。
併せて、当スクール規約を以下のように改定させていただきますのでお知らせいたします。
ご確認くださいませよう謹んでお願い申し上げます。

敬具

記

【項目改定および条項追加・改定】

①第 11 条項目改定

(会費の改定・燃料費等の追加徴収について)

②第 11 条条項追加

(2) 光熱水費・燃料費等の急激な変動により会員への安定的なサービス提供に困難な状況が発生した場合は、会費とは別に燃料費等の徴収にご協力いただく事があります。

この様な措置を実施する場合は、1ヶ月前に本スクールの掲示板等にその旨を掲示します

③第 18 条条項改定

本規約は 2022 年 8 月 25 日より発効します。

以上